

中央新幹線事業に係る環境影響評価手続について

1 事業概要

事業 者 東海旅客鉄道株式会社
 事業 名称 中央新幹線（東京都・名古屋市間）
 事業の種類 新幹線鉄道の敷設（環境影響評価法第1種事業）
 起 終 点 起 点：東京都港区 終 点：愛知県名古屋市
 主な経由地：甲府市付近、赤石山脈（南アルプス）中南部

2 手続きの経過

H23.6.7 事業者が計画段階環境配慮書を公表
 H23.9.26 事業者が県に方法書を提出（H24.2.28 知事意見提出）
 H25.9.18 事業者が県に準備書を提出（H26.3.25 知事意見提出）
 H26.4.23 事業者が国土交通大臣に評価書を提出（H26.7.18 大臣意見提出）
 H26.8.26 事業者が国土交通大臣、県、関係市町に補正後の評価書を提出
 R6.12.20 事業者が「中部総合車両基地北側発生土置き場ほかにおける環境の調査及び影響検討の結果について」を県及び中津川市に提出
 R7.2.26 岐阜県環境影響評価審査会（第4回）（以下「審査会という」）の開催

3 審査会開催の理由

平成26年8月26日に提出があった補正後の評価書に基づいて、事業者から「中部総合車両基地北側発生土置き場ほかにおける環境の調査及び影響検討の結果について」の報告があったため、県は、環境影響評価準備書知事意見（平成26年3月25日）に基づき、その内容について、環境保全上の見地から調査・審議を行うため審査会を開催する。

4 発生土置き場計画の概要

中央新幹線事業に係る工事に伴う発生土（要対策土※）を含む）の処理を行うため、中部総合車両基地北側に新たに発生土置き場（以下「基地北発生土置き場」という）を設置する計画及び中部総合車両基地内に新たに要対策土の埋め立てを行う計画である。

なお、現在県内には、JR東海が新たに設置した発生土仮置き場は4箇所（中津川市2箇所、可児市1箇所、瑞浪市1箇所）あり、恒久的な発生土（要対策土を含む）置き場の設置計画は初めてとなる。

【基地北発生土置き場】

- ・規模：面積 約12ha
 盛土量 約96万m³（うち、要対策土 30万m³）
 最大盛土高 約30m

【中部総合車両基地】

- ・規模：面積 約50ha
 盛土量 約280万m³（うち、要対策土 10万m³）
- ・現状：令和3年6月から、盛土の物性（沈下量）を把握するため、健全土を用いて、試験的に盛土を施工中

※要対策土：土壤汚染対策法で定める土壤溶出量基準値を超える自然由来の重金属等を含む発生土または酸性化可能性試験により長期的な酸性化の可能性のある発生土または、短期溶出試験の検液のpH試験により基準不適合の酸性を示す発生土で、土壤汚染対策法に準じて最終的な対策をとる発生土

○中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【岐阜県】（補正後）

6-3 岐阜県知事の環境の保全の見地からの意見（H26.3.25）及びそれについての事業者の見解

表 6-3-1(1) 岐阜県知事からの意見と事業者の見解（抜粋）

岐阜県知事からの意見	事業者の見解
第1 総括的な事項について 3 本意見書に基づく県等の対応 (1) 本意見書に基づいて県及び関係市町に報告等を行う際は、十分な時間的余裕を持って行うこと。 (2) 県は、(1)の報告等があった場合には、必要に応じて審査会を開催するなど、更に環境保全上の意見を提出することとしているので、これを環境保全措置に十分に反映すること。	岐阜県知事の意見に基づいて県及び関係市町に報告等を行う際は、できる限り早い段階で、県及び関係市町と調整のうえ、適切に対応してまいります。 県から当社に対し環境保全上の意見が提出された場合は、それを環境保全措置に反映させるなど、適切に対応してまいります。
第3 個別の環境要素に係る事項について 1 1 廃棄物等 (1) 事業実施に伴う発生土は膨大な量であり、その処理に係る行為（発生土の一時保管、運搬及び処分等）に伴い様々な環境影響が生じる可能性があるが、発生土置き場等（一時保管場所及び処分場所）の具体的な位置・規模等の計画が明らかにされておらず、その調査・予測・評価の結果が記載されていない。 このため、発生土の処理について、環境影響評価法に基づく手続きに準じた以下の措置を講ずること。 ア 発生土の本事業内での再利用、他の公共事業等での有効利用の具体的な方策及び新たに設置する発生土置き場等の場所について早急に検討し、発生土置き場等の場所及び発生土運搬車両の走行ルートを含む発生土の搬出・処理の計画を策定すること。 また、計画を策定した段階で、県及び関係市町に報告するとともに地域住民等に丁寧に説明すること。 イ <u>新たに発生土置き場等を設置する場合には、その規模や設置場所の地域特性等を考慮し、必要に応じて専門家の助言等を踏まえて調査項目等を選定した上で、着工前に調査・予測・評価を実施し環境保全措置の内容を定めるとともに、着工後の事後調査及びモニタリングの計画を策定すること。</u> また、着工前の調査等が終了し事後調査等の計画を策定した段階で、県及び関係市町に報告するとともに地域住民等に丁寧に説明すること。 ウ イで策定された計画に基づき、事後調査等を実施し、必要に応じて追加の環境保全措置を講ずること。 また、事後調査等の結果について、県及び関係市町に定期的に報告するとともに地域住民等に丁寧に説明すること。	発生土置き場の設置に係る環境影響の調査、影響検討、環境保全措置、事後調査等については、ご意見を踏まえて、実施してまいります。具体的には、以下のとおりです。 第10章に追記したとおり、発生土については、本事業内での再利用を図る他、関係自治体の協力を得て他の公共事業や民間事業の事業主体と調整を行い、これらの事業での有効利用を進めていくことを考えています。公共事業等で有効に活用していただくための情報提供や発生土置き場は、県を窓口として自治体等や関係機関と早急に調整させていただき、当社で具体的に計画していきたいと考えています。発生土置き場の場所及び発生土を運搬する車両の運行ルートについては、計画が固まった段階で、関係する自治体も含め地元にご説明し、工事を進めてまいります。 また、第10章に追記したとおり、<u>本評価書において具体的な位置・規模等の計画を明らかにすることが困難かつ環境への影響が大きい付帯施設である発生土置き場を新たに当社が今後計画する場合には、場所の選定、関係者との調整を行った後に、環境保全措置の内容を詳細なものにするための調査及び影響検討を実施します。調査及び影響検討の項目については、地域の特性や発生土置き場の改変の規模等によっては、必要により専門家の助言等も踏まえて選定してまいります。調査及び影響検討の結果を受け、各計画箇所について具体的に実施する環境保全措置の内容を決定し、工事を進めるとともに、効果に不確実性のある場合は、第10章に基づき事後調査を計画し実施します。</u> さらに、資料編に追記したとおり、事後調査とは別に、工事中の環境管理を適切に行うことを目的に、事業者の自主的な取組みとして、工事期間中のモニタリングを実施します。<u>事後調査等の計画については、工事の着手までに、県及び関係市町に報告するとともに、工事説明会等において地元の方々にわかりやすくご説明してまいります。</u> 事後調査等の結果については、県と調整のうえで公表を行うとともに、今後、岐阜県環境影響評価条例に基づいて進める事後調査手続きにおいて報告を行います。